

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 20 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 8 日から 令和 8 年 9 月 15 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 8 日 午前 9 時 20 分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 25 日から 令和 8 年 9 月 28 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 20 日から当裁判所記録閲覧 機 写室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 440, 000 9, 152, 000	一括	2, 288, 000	85, 952	23, 868
1	6, 530, 000				
2	4, 910, 000				
			</		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市五稜郭町 |
| | 地 番 | 20 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 282.28 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市五稜郭町 20 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 20 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 120.48 平方メートル
2 階 94.81 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 7月27日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市五稜郭町 |
| | 地 番 | 20 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 282.28 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市五稜郭町 20 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 20 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 120.48 平方メートル
2 階 94.81 平方メートル |

令和8年(ケ)第19号
令和8年5月27日受理
令和8年7月10日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 板倉 照 美

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------|---------------|
| 1 | 所 在 | 函館市五稜郭町 | |
| | 地 番 | 20 番 8 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 282.28 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 函館市五稜郭町 20 番地 8 | |
| | 家屋 番号 | 20 番 8 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 120.48 平方メートル |
| | | 2 階 | 94.81 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	函館市五稜郭町11番7号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、西側の接面道路のほか、北、東、南の各隣地と概ね等高に接している。
- 2 本件建物の車庫前から西側接面道路との間は、建物側が低い傾斜となっているが、その他は概ね平坦である。車庫前の部分はコンクリート舗装となっており、建物の南側はアスファルト舗装されている。
- 3 境界標は、北東側、南東側及び南西側の3か所の角に確認したが、北西側の境界標は確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状は、専門家による調査を要する。
- 4 北側隣地（地番20番5）との境界には、接面道路から見て、手前半分ほどはコンクリートブロック塀が、奥側には金網フェンスが設置されている。また、東側隣地（地番20番4）との間にも金網フェンスが設置されている。いずれも境界標より本件敷地側に設置されている。
- 5 南側隣地（20番6）との境界には、金網フェンスと木製の塀が設置されている。木製塀の土台は、境界標より隣地に越境して設置されている。
なお、同木製の塀には電気コードが設置されており、本件建物から取電できるようになっている。
- 6 本件土地の北西側に看板が設置されている。

■建物について

- 1 本件建物は、経年による損耗がみられる。
- 2 2階の台所のドアは外されている。
- 3 2階の物入れは、腰高の高さであるため増築面積とはしない。
- 4 不具合箇所などは、関係人の陳述欄記載のとおり

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者の妻	1 土地について (1) 本件土地の周り（北、東、南）の塀や金網は、所有者が令和2年7月に本件土地建物を取得する以前から設置されていた。南側隣地、東側隣地は、いずれも北側隣地にある宗教施設が所有している。 南側の木塀が隣地にはみ出して設置されているよう見えるが、隣地所有者とは、北側隣地との境界のコンクリートブロック塀と金網フェンスが本件土地側に設置されていることから、南側の木塀につき、はみだしてはいないと確認したことがある。 (2) 南側木塀は、下の部分に照明が点くようになっている。本件土地建物を取得した以前から造作されている。 (3) 北西側の看板は、そのまま残していくことになると思う。 2 建物について (1) 本件建物取得時には、外壁と屋根の塗装、内部の造作や、一部の壁や床、照明等のリフォームを行った。 (2) 次の不具合がある。 ア 1階の玄関ドアの開閉がきつく、2つある鍵の上部を掛けると開きずらくなる。 イ 外窓サッシはリフォームしていないため、鍵部分にさび付きなどの不具合が生じている。 ウ 2階への階段の手すりが一部外れている（接着部分（根元）が折れている）。 エ 今冬に引越したが、ボイラーとセントラルヒーティングの水落としをしなかったため、どちらかまたは両方が凍結による漏水をしたようで、水道使用量が極端に増加したと水道局から連絡があった。水道局が本件建物への水道の供給元から閉栓したので、現在、水漏れはないが、ボイラー等に不具合がある可能性が高い。 オ 車庫の電動シャッターに不具合（途中までしか開かない、閉まってもモーターが止まらない）がある。 (3) 車庫前や玄関前に設置している防犯カメラは、今後、外す予定である。建物内にあったモニターは既に運び出している。 (4) 車庫内に大量の物が残置されている。一部は運び出すが、ほとんどを残していく可能性が高い。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 5月28日 (木) 11:38 - 11:40	函館市役所	固定資産税課税資料申請 (返信用切手添付)
8年 5月28日 (木) 12:00 - 12:08	物件所在地	占有調査 (不在)、外観写真撮影
8年 5月29日 (金) 11:00 - 11:05	執行官室	占有調査 (破産管財人及び破産事件申立人代理人に各電話)
8年 6月 1日 (月) 15:55 - 16:05	執行官室	占有調査 (所有者及び所有者の妻より電話聴取)、立入期日通知
8年 6月15日 (月) 12:40-14:00	物件所在地	立入調査 (所有者の妻と面談)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

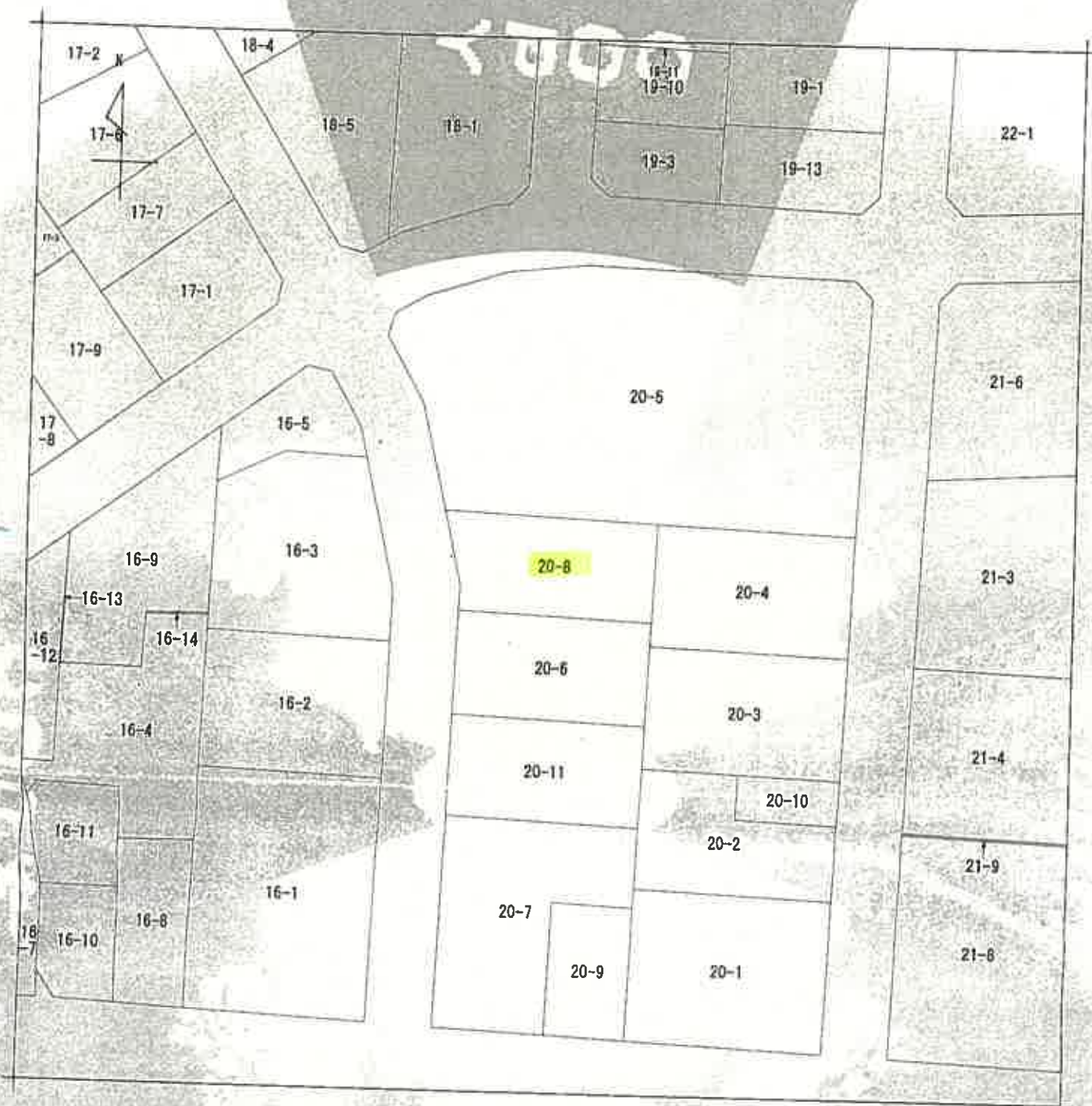
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 建物内に立ち入った。 を立ち会わせ、技術者に解錠させて

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



出		中		中							
請求部	所在	函館市五稜郭町				地番	20番8				
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分期	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	昭和26年				備付年月日 (原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に製図したものである。

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(函館地方方法務局管轄)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和8年4月9日
青森地方方法務局
登記官

請求番号：6-1
(1/1)

登記年月日：昭和60年9月26日

109887

各階平面図

20番8

建物の所在
函館市五稜郭町20番地8

昭和六〇年九月貳拾日

(和花文正集)

申請人

精皮 250

中
英
對
比

100

2

9

縮尺 1/500

$$\frac{1}{2}$$

申請

250

此

中

10

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(國經地方事務局管轄)

平成8年4月9日

齊森地方事務局

三、

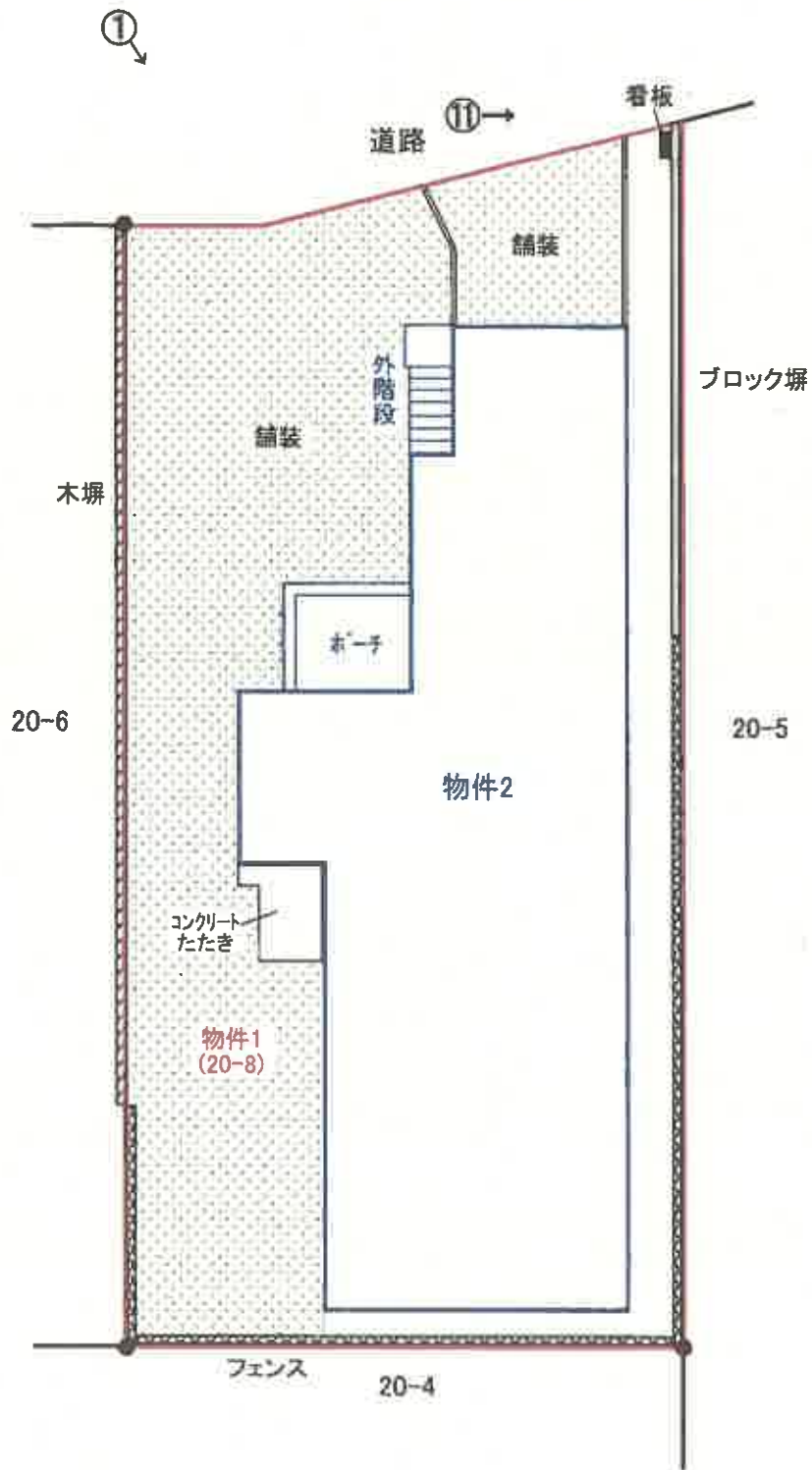
(7 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

请求番号: 6-2

土地建物位置関係図



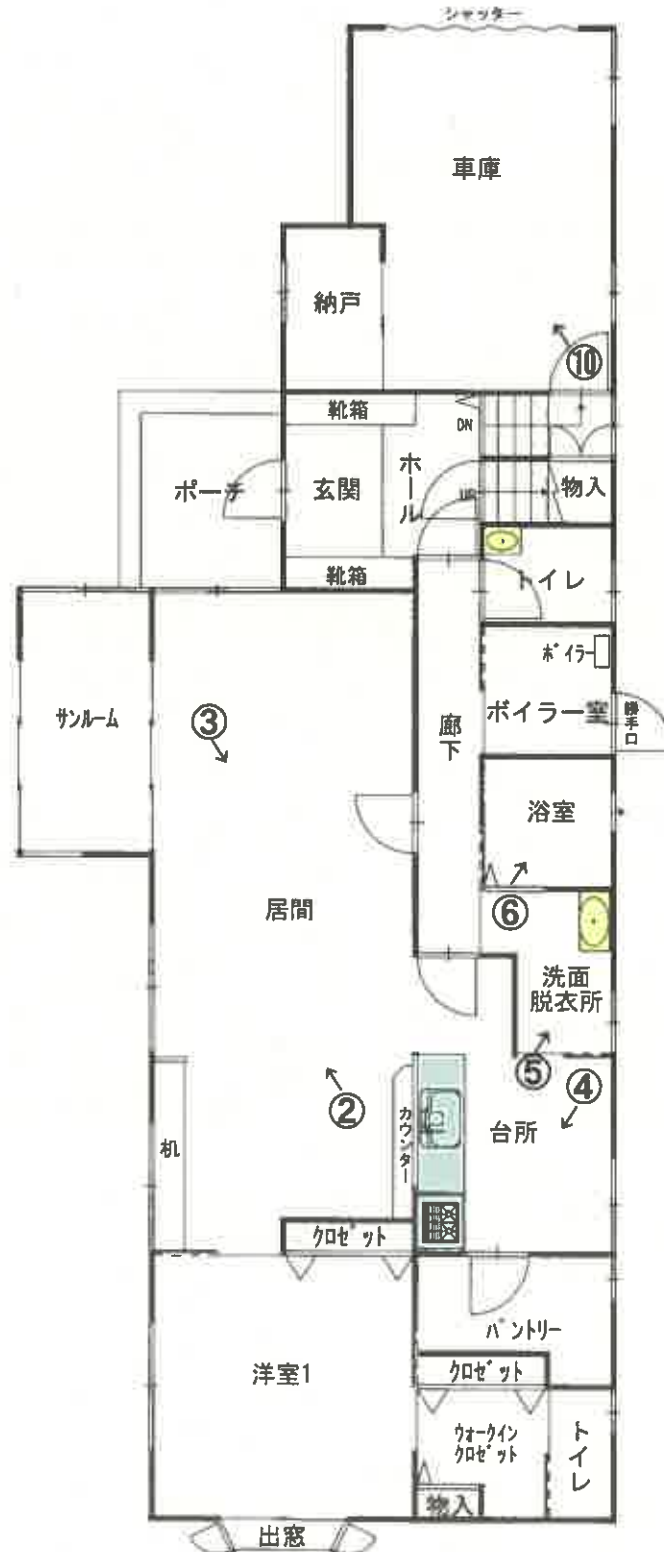
● 境界標

←○ 写真番号・撮影方向

間取図

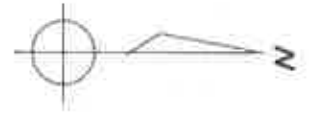


1 階

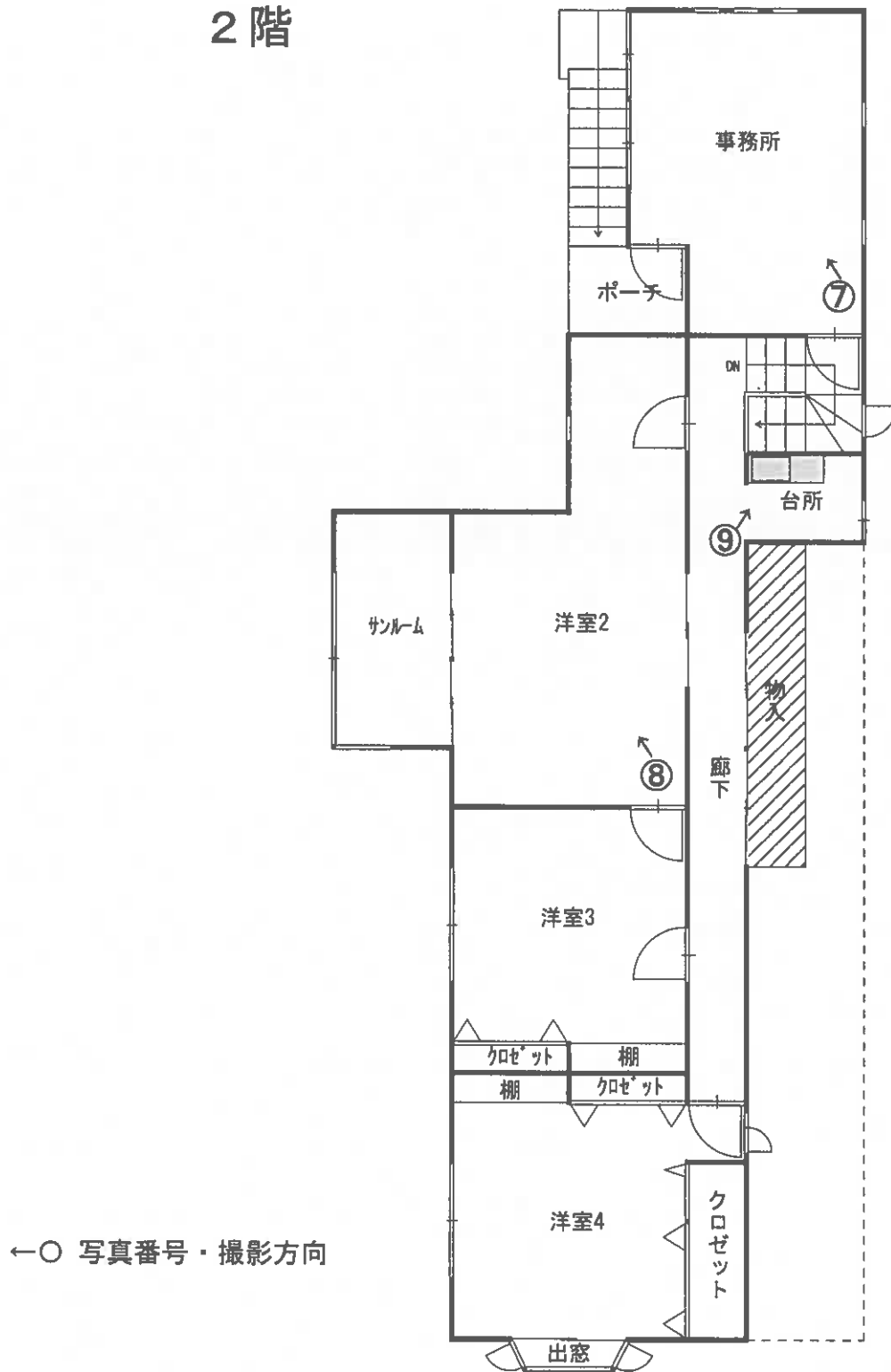


←○ 写真番号・撮影方向

間取図



2 階



←○ 写真番号・撮影方向

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



令和8年(ケ)第19号
令和8年6月15日現地調査
令和8年7月1日評価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
宮 達 隆 行

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,440,000 円	
物件番号	内 訳 価 格
1	金 6,530,000 円
2	金 4,910,000 円

- ① 一括価格は、受命物件の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	函館市五稜郭町 20番8 宅地 282.28㎡	同左
2	所 家屋番号 種 類 構造 床面積	函館市五稜郭町 20番地8 20番8 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 120.48㎡ 2階 94.81㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	JR函館本線「五稜郭」駅の南東方道路距離約2.2km、バス停「警察署前」の南西方道路距離約160mに位置する。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第二種住居地域 60 % 200 % 無 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域 立地適正化計画区域:内 居住誘導区域:内 都市機能誘導区域:内
画 地 条 件 (形 状 等)	東側間口12m、奥行25mのほぼ台形の間画地である。面積は公簿面積とほぼ同じ。道路面及び各隣接地とは概ね等高。画地内は道路から車庫入口にかけて傾斜となっているが、その他はほぼ平坦である。	
接 面 道 路	受命土地は、西側が幅員8mの舗装市道に接面している。(建築基準法第42条1項5号道路)	
土地の利用状況及び 隣 地 の 状 況 等	本件建物の敷地として利用されている。 目的外建物:無	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : 有 ガ ス 配 管 : 有 下 水 道 : 有	
特 記 事 項	3カ所の境界標より概測した結果、ほぼ登記どおりと把握される。 (正確には専門家の測量を要する) 画地内西側の車庫前部分はコンクリート舗装、建物の南側はアスファルト舗装されている。北側隣地との境界にはコンクリートブロック塀と金網フェンスが、東側隣地との境界部分にも金網フェンスが、南側隣地との境界部分には金網フェンスと木塀が設置されている。木塀の土台は境界標より隣地に越境して設置されている模様。北西側角には看板が設置されている。～別添土地建物位置関係図参照 受命物件の土地については、目視可能な範囲での実地調査、公開資料などによる土地利用状況についての調査などを行ったが、これら評価人における通常の調査の範囲内においては、地下埋蔵物、土壌汚染等の可能性は確認できなかった。よって、直ちに価格へ多大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、当該事項については不明のまま、価格形成要因から除外して評価を行う。存否の確認には専門家による調査を要する。 対象地については周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。(北海道教育委員会埋蔵文化財包蔵地情報提供サービスにより確認。)	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和60年9月12日新築 経過年数：40年 経済的残存耐用年数：10年
仕 様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：サイディング 内壁：ビニールクロスほか 天井：ビニールクロスほか 床：フローリング、カーペットほか 設備：電気、給排水設備、給湯設備ほか その他：1階：車庫、納戸、サンルーム、パントリー、ウォークインクローゼット 2階：事務所、サンルームほか
床面積（現況）	延床面積は約215.29㎡ 増改築：有（改築）
現況用途等	階層：第3項目的物件欄記載のとおり 現況用途：第3項目的物件欄記載のとおり 間取：4LDK＋事務所＋車庫
品 等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	（現況調査報告書参照）
特 記 事 項	令和2年建物取得時に外壁と屋根の塗装、内部の造作、一部壁や床、照明等のリフォームを行ったが、新築後約40年経過の木造住宅で、経年相応の汚損等が見られるほか、1階の玄関ドアの開閉がきつい、外窓サッシの鍵にさびが発生、2階の階段の手すりが一部外れている、車庫の電動シャッターに不具合などが見られる。この冬凍結による漏水があった。ボイラーに不具合がある可能性がある。 当該建物は建築確認申請がなされ、工事完了検査済みとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 土地

受命物件の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。(舗装・木塀・フェンス・ブロック塀等を含む)

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差率 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	75,000	1.00	282.28	0.90	19,054,000

ア 標準画地価格:

第6 参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準・比準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ、標準価格を 75,000 円/㎡と査定した。

イ 個別格差率: 1.00 特にない

ウ 土地地積: 282.28 ㎡ 登記数量による

エ 建付減価補正率: 0.90

② 建物

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	200,000	215.29	0.10	4,306,000

ウ 現 価 率: 定額法と観察減価法を併用し、建物の状況等をも勘案して現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権割合 イ		敷地利用権価格 (円) ア×イ÷ウ
1	19,054,000	0.30	法定地上権	5,716,000

イ 敷 地 利 用 権 割 合 : 法定地上権の割合を地域の実情を考慮し30%と判定した。

② 内訳及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	市場性 修正率 ウ	競売市場 修正率 エ	賃借権等 補正率 オ	その他の 控除減価 カ	評価額 (円) (万円未満切捨) (ア+イ)×ウ×エ×オーカ
1	19,054,000	-5,716,000	0.70	0.70	—	—	6,530,000
2	4,306,000	+5,716,000			—	—	4,910,000
一括価格(合計)							11,440,000

ウ 市 場 性 修 正 率 : 0.70 函館市の不動産市況と所在地域の実情及び受命物件の個別的要因を勘案し、建物及びその敷地としての市場性を検討した。

エ 競 売 市 場 修 正 率 : 0.70 第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

オ 賃 借 権 等 補 正 率 : なし

カ そ の 他 の 控 除 減 価 : なし

第6 参考価格資料

1 公示地価格(函館一8)

所 在 : 函館市杉並町2番3
「杉並町5-26」

価 格 : 73,300 円/㎡
位 置 : 五稜郭公園前 360m

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 216 ㎡

供給処理施設: 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 南東9m市道

用途指定等: 市街化区域 第二種住居地域(60、200)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い利便性の良い住宅地域

2 固定資産税評価額(令和8年度)

物件1 8,440,172 円

物件2 4,322,743 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 受命物件の位置図 | 1 葉 |
| 2 | 公図写し | 1 葉 |
| 3 | 建物図面・各階平面図写し | 1 葉 |
| 4 | 土地建物位置関係図 | 1 葉 |
| 5 | 建物間取図 | 2 葉 |

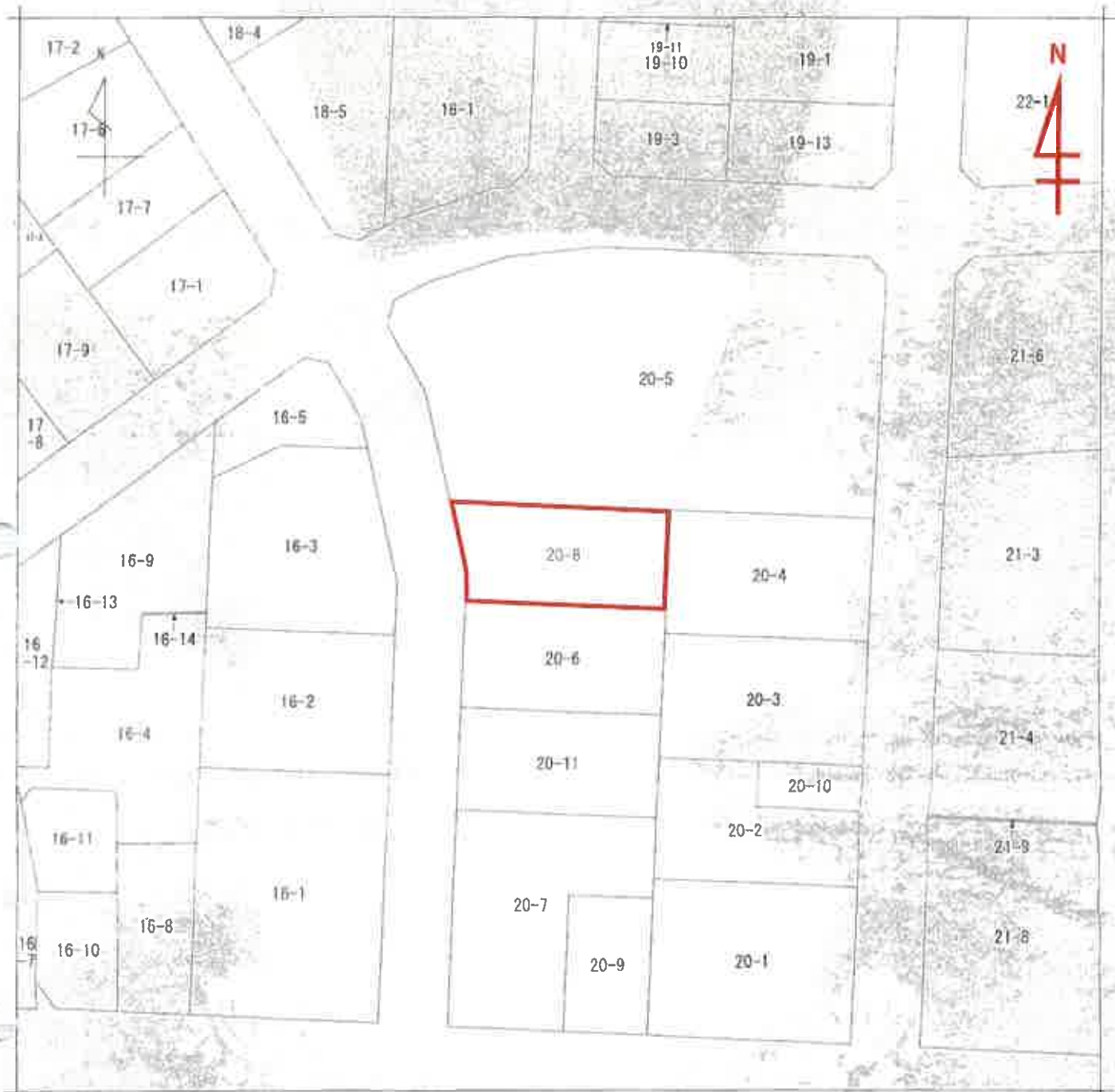
以 上



位置図
1:10,000

物件所在地

最寄駅



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。この位置及び形状の概略を記載した図面です。



五稜郭町
五稜郭町
五稜郭町
五稜郭町

請求 部分	所在	函館市五稜郭町			地番	20番8		
出 力 尺	1/500	精 度 分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図	
作成 年月日	昭和26年			備付 年月日 (原図)	縮記 事項			

※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(函館地方法律局管轄)

令和8年4月9日

青森地方法律局

登記官

請求番号：6-1

(1/1)

これは図面に記録され
函館地方支務局管
令和8年4月9日

参考文献

000000

請求番号: G-2

109887

各階平面図

Q 建 各 物 窗 面 圖

2000年

函館市五稜郭町20番地8

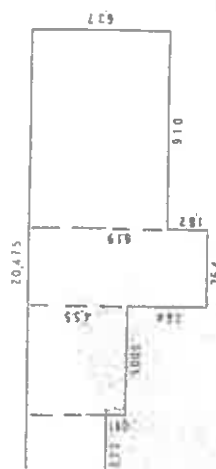
昭和六〇年九月十六日

《市町文正統記》



364 - 364 = 1324960
273 - 1365 = 372645
455 - 273 = 1242150
819 - 0455 = 372645
631 - 3185 = 2028845
455 - 910 = 4140500

合計 94.81745 /
表面積 94㎡81



364 × 273 = 99 3720
455 × 5005 = 2 277 275
819 × 364 = 298 1160
537 × 910 = 579 6700

合計	120.48855
床面積	120m ² .48

(四) 國際化 (2)

作者

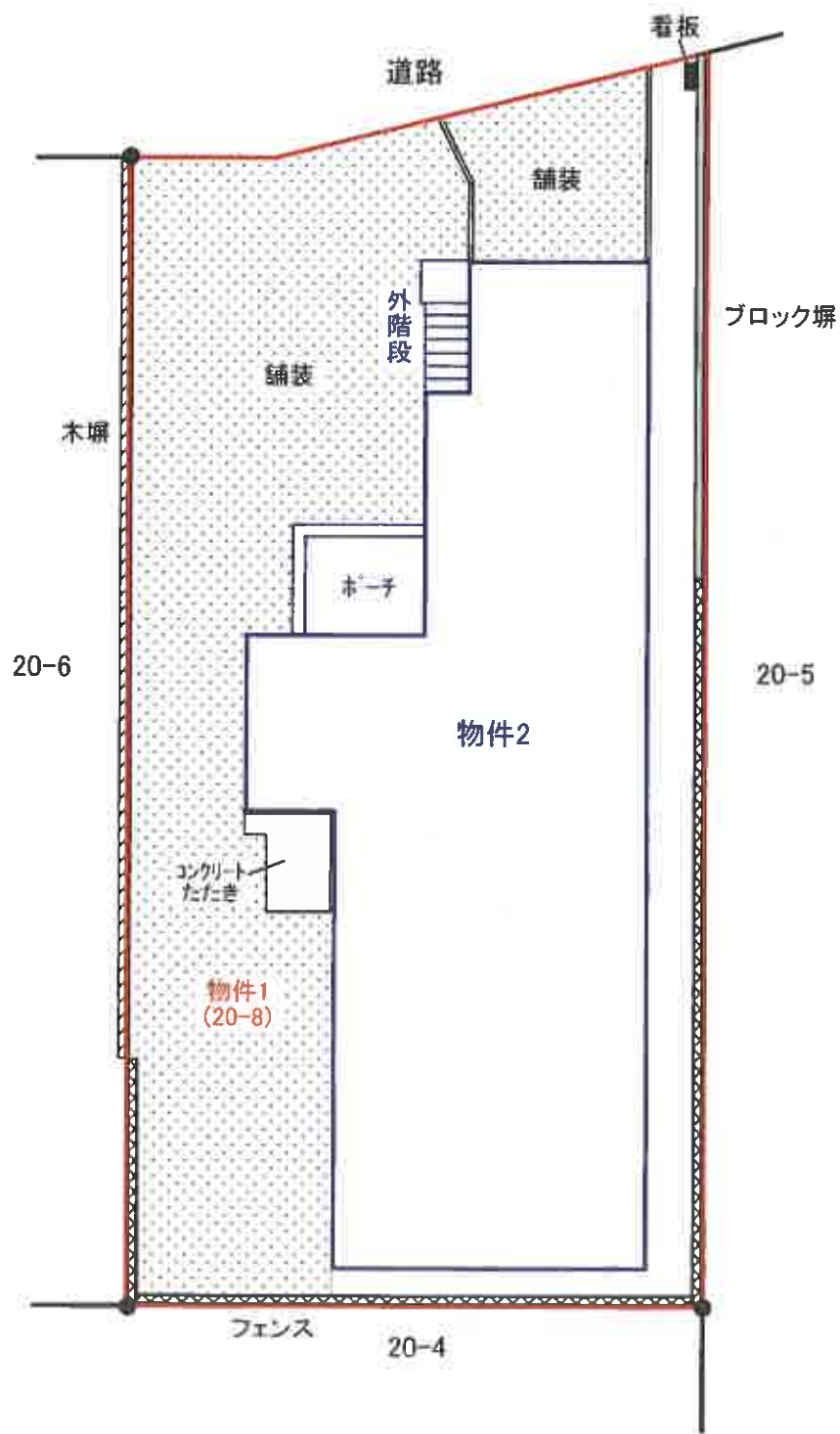
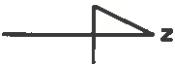
縮尺 1/250

申請人

1 / 500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

土地建物位置関係図

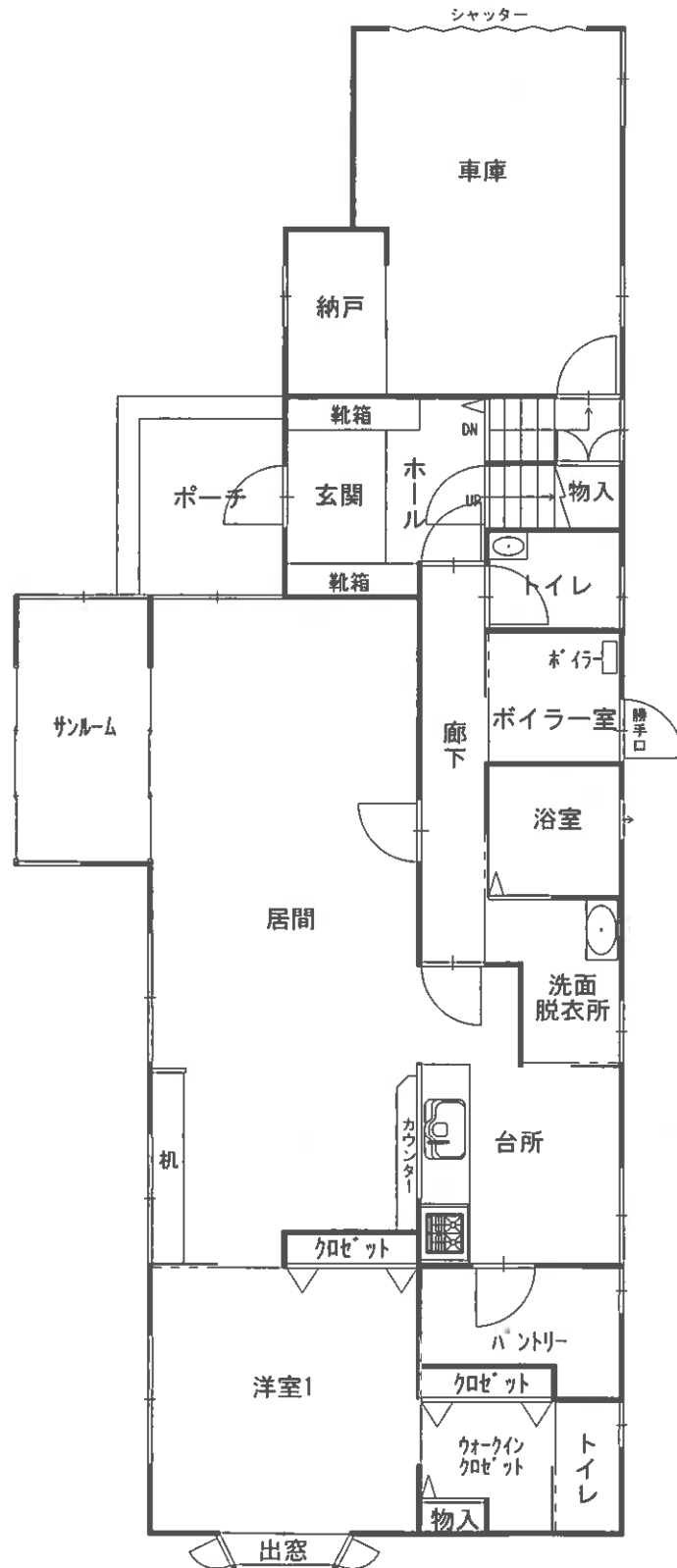


● 境界標

間取図



1 階



間取図



2階

